

山形県児童生徒の学力向上要因分析・アンケート調査業務委託仕様書

本仕様書は、山形県が実施する標記事業の業務を委託するにあたり、必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1. 委託業務名

山形県児童生徒の学力向上要因分析・アンケート調査業務

2. 業務の目的

全国学力・学習状況調査において、本県の成果が十分に向上しない要因を明らかにするため、全国学力・学習状況調査等のデータの分析を基に、児童生徒、保護者、教職員等へのアンケート調査を実施し、本県の学力向上施策の立案及び改善に資する資料を提供するものとする。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. 業務スケジュール

調査設計書（対象校抽出計画、調査票確定版を含む）	契約締結後15日以内
速報値報告※（単純集計結果及び主要なクロス集計結果）	令和9年2月1日まで
最終報告書（分析結果報告書及び概要版）	令和9年3月5日まで
※調査票回収途中時点における速報値	

5. 委託業務内容

受託者は、発注者と密接に連絡・協議の上、以下の業務を実施すること。

(1) 調査設計及び準備

- ①調査全体の詳細な実施計画及び手順の策定
- ②統計的な信頼性を確保するための対象校・対象者の抽出計画の策定
- ③アンケート項目の策定（本県保有の校長アンケートや他都道府県等の先行事例を踏まえ、発注者と協議の上で決定する。）
- ④調査票（Webアンケート用画面及び必要に応じた紙冊子等）の作成
- ⑤学校向け実施要領・操作マニュアル及び保護者向け説明文書の作成

(2) アンケート調査の実施及びデータ管理

- ①アンケートの配信、回収、督促並びにデータ入力及びクレンジング
- ②回収データの安全かつ適正な管理

(3) 集計及び統計的分析

収集したデータ及び発注者が提供する関連データ（全国学力・学習状況調査結果等）を用い、以下の分析を行うこと。

- ①単純集計、クロス集計、属性別分析（学年、地域、学校規模等）
- ②仮説検証を中心とした要因分析

ア 仮説1：管理職方針の共有度・実践と、児童生徒の学習行動及び学力との連

動性（学校マネジメント構造）の分析。

イ 仮説２：家庭環境、保護者の教育意識・関与と学力・学習状況との関連分析。

③学力に関連する要因を客観的に把握するため、重回帰分析その他適切な統計解析手法を用いて分析を行うこと。また、各要因が学力に与える影響の大きさを明らかにすること。

④児童生徒・学級・学校の階層構造を踏まえたマルチレベル分析を実施し、その結果を分析結果報告書に記載すること。

(4) 改善方策及び施策への提案

分析結果を踏まえ、以下の観点から具体的に講ずべき学力向上策・行政支援策を提案すること。提案に当たっては、本県の施策・予算規模を踏まえた実行可能性及び優先度を示すこと。

①学校マネジメントの向上及び校内研修の充実

②授業改善及び学習指導、ＩＣＴの有効活用

③家庭学習支援及び保護者・地域との連携策 など

(5) 報告書の作成及び会議等への出席

①分析結果報告書、概要版及び山形県学力向上推進委員会（令和８年12月設置予定）説明資料の作成

②山形県学力向上推進委員会において、調査結果及び分析結果の報告・説明を行うこと（１回。開催場所は山形県内とし、これに要する旅費等は委託料に含む。）

6. 調査対象及び規模

県内の公立小中学校等から、地域性・学校規模（小～中、中～大）・学力水準等を考慮し、統計的信頼性を担保できる学校を抽出する。抽出方法の詳細は発注者と協議の上で決定するが、見積りの前提となる規模は次のとおりとする。

区分	対象	対象校数	想定回答者数
小学校	第４・５・６学年の児童	60校	約9,000人
中学校	第１・２学年の生徒	40校	約10,000人
保護者	上記対象児童生徒の保護者（１人１回答）	同上	約19,000人
教職員	抽出校の全教職員（校長を除く。教頭を含む。）	同上	約1,700人

7. アンケート調査項目

受託者は発注者との協議の上、以下の観点を含めた調査項目を設定すること。設問数の目安は、児童生徒用30問程度、保護者用20問程度、教職員用30問程度とし、回答所要時間は15分程度を上限とする。

(1) 教頭用：学校経営方針の策定・共有の方法、組織的取組の推進状況、人材育成、学力データの活用 等

(2) 教員用：学校経営方針の理解・共有度、組織的取組、授業改善、校内研修・指導体制、学習評価、ＩＣＴ活用状況 等

(3) 児童生徒用：主体的な学習参加、学習意欲・習慣、家庭学習、ＩＣＴ活用、学校満足度、教員からの支援の受け止め、自己効力感・非認知能力 等

(4) 保護者用：学校教育方針への理解、家庭学習への関与、子どもとの関わり方、学習環境、教育意識、生活・読書習慣に関する項目 等

8. 調査の実施方法及び要求水準

(1) 実施方式

①原則としてWeb回答方式とし、児童生徒は学校の一人一台端末を利用することを基本とする。

②回答用URL・二次元コード又は個別IDの発行方法は、発注者と協議の上で決定する。

(2) 実施時期

授業への影響を考慮し、令和9年1月8日から1月29日までの期間内に実施すること。

(3) 目標回収率

児童生徒90%以上、教職員90%以上、保護者80%以上を目標とし、未達の場合は発注者と協議の上、学校に対して追加の督促（1回以上）を行うこと。

9. 既存データとの連結

本業務における要因分析は、アンケート回答と全国学力・学習状況調査等の結果との連結を前提とする。連結の方法は次のとおりとする。

(1) 連結の単位 学校単位、小学校6年生のみ個人単位

(2) 発注者が提供するデータの範囲、形式及び提供時期は、契約締結後速やかに協議の上で確定する。

(3) 全国学力・学習状況調査等の結果の利用については、実施要領等に定める利用条件の範囲内で行うものとし、受託者は発注者の指示に従うこと。

10. 倫理的配慮

(1) 調査への回答は任意であり、回答しないことによって不利益を受けないことを、児童生徒及び保護者に対し明示すること。

(2) 調査の目的、データの利用範囲、公表方法及びデータの管理方法を記載した説明文書を作成し、事前に配布すること。

(3) 児童生徒の発達段階に応じた平易な表現を用いること。

(4) 集計・公表に当たっては、学校・個人が特定されないよう、回答者数が10人未満の区分は非公表とする等の措置を講ずること。

11. 成果物及び納品

(1) 成果物

受託者は、以下の成果物を発注者が定める期日までに提出すること。

成果品	仕様	数量
業務完了報告書	A4判	1部
分析結果報告書	A4判、50ページ程度（40～60ページ程度）	PDFデータ
調査結果概要版	A4判8ページ、フルカラー	PDFデータ
委員会用説明資料	PowerPoint形式	1式
ローデータ	CSV又はExcel形式	1式
集計・分析データ	単純集計表（GT表）、クロス集計表を含む	1式

電子データは電磁的記録媒体（USBメモリを除く。）に格納して提出すること。

(2) 検査及び引渡し

発注者は、成果品の提出を受けた後、仕様書及び業務計画書との適合について検査を行う。受託者は、検査の結果、修正を求められた場合は、発注者の指示する期日までに無償で修正し、再度検査を受けること。検査に合格したときをもって成果品の引渡しが完了したものとする。

(3) 契約不適合責任

成果品の引渡し後において、集計又は分析の誤りその他の契約の内容に適合しない事項が発見された場合、受託者は、引渡しの日から１年以内に発注者から通知を受けたときは、無償で修正その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 成果物の帰属

- ①本業務において作成された報告書、集計データ等の成果品に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- ②受託者は、成果品に係る著作者人格権を発注者及び発注者が指定する者に対して行使しないものとする。
- ③成果品に受託者又は第三者が従前から有する汎用的な技術・ノウハウ等が含まれる場合の取扱い、発注者と協議の上で定める。
- ④成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害したときは、受託者の責任及び負担において処理すること。

12. 業務の実施体制及び情報管理

(1) 業務実施体制

- ①受託者は、本業務の統括責任者及び担当者を定め、体制図を業務計画書に記載して提出すること。
- ②受託者は、本業務に係る品質管理責任者を配置し、調査設計、集計、分析及び成果物作成の各工程において確認手順を定め、品質管理書に記載して提出すること。
- ③業務従事者には、次の者を含めること。
 - ア 統計解析（多変量解析、マルチレベル分析等）の実務経験を有する者 １名以上
 - イ 教育分野に係る調査研究又は施策支援業務の経験を有し、教育行政又は学校教育に関する知見を有する者 １名以上
- ④統括責任者を変更する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。
- ⑤受託者は、学識経験者等の助言を受ける体制を構築すること。
- ⑥分析結果報告書、概要版その他の成果物については、作成者以外の者による確認を実施した上で提出すること。

(2) 業務計画書及び進捗管理

- ①受託者は、業務計画書（実施方針、業務工程、実施体制、個人情報管理体制、事故発生時の連絡体制を含む。）を提出し、発注者の承認を得ること。
- ②発注者と受託者は、必要に応じて定例打合せを行う。打合せは対面又はオンラインにより行う。
- ③主要な工程は次のとおりとする。

工程	内容	期限
キックオフ	業務計画書の提出・承認	契約締結後１０日以内
調査設計	抽出計画・調査票の確定・承認	令和８年１２月
実査	配信・回収・督促	令和９年１月８日～２９日

工程	内容	期限
速報	単純集計結果の報告	令和9年2月1日
最終報告	報告書・概要版の納品	令和9年3月5日
	山形県学力向上推進委員会への参加	令和9年3月中下旬

(3) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

- ①調査データは匿名化処理を行い、個人が特定できない形式で管理・分析すること。
- ②データの取扱い及び保管は国内において行うものとし、クラウドサービスを利用する場合は、データの保存場所が国内であることを証する資料を提出すること。
- ③受託者は、業務従事者名簿を提出するとともに、従事者から秘密保持に関する誓約書を徴し、その写しを発注者に提出すること。
- ④データへのアクセス権限を業務上必要な最小限の者に限定し、アクセス記録を取得・保存すること。
- ⑤データ及び記録媒体の作業場所外への持出しを禁止する。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合はこの限りでない。
- ⑥発注者は、必要に応じて受託者の作業場所への立入検査又は管理状況の報告を求めることができる。受託者はこれに応じなければならない。
- ⑦情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が発生し、又はそのおそれが生じた場合、受託者は、直ちに（覚知後24時間以内に）発注者に報告し、その指示に従うこと。
- ⑧受託者は業務遂行にあたって、次の法令、条例等を順守すること。なお、これらの法令、条例等の改正があったときは、改正後の規定を順守すること。
 - ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する関係法令
 - ・ 山形県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年山形県条例第12号）
 - ・ 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山形県条例第37号）
 - ・ 山形県情報公開条例（平成9年山形県条例第58号）
 - ・ 山形県情報セキュリティポリシー（平成14年）

受託者は、業務に関連して知り得た情報、その他の業務に関する機密を業務以外に利用し、又は第三者に漏洩し、若しくは開示してはならない。また、受託者は、業務契約期間内だけでなく、契約終了後も情報機密保護を行うこと。

13. 留意事項

- (1) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。
- (2) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を順守すること。
- (3) 管理責任者及び各業務責任者については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。
- (4) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、県に定期的な報告を行うこと。
- (5) 受託者は本業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (6) 受託者は本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また、調査設計、アンケート項目設計、統計解析及び報告書作成に係る業務に

については再委託してはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

- (7) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合、県と受託者間で別途協議のうえ定めるものとする。